名古屋市

不妊治療費（先進医療）助成事業



子どもを望む方が安心して不妊治療を受けることができるよう、経済的な負担の軽減を図るため、保険適用の生殖補助医療と併せて実施した先進医療に要した費用の一部を助成します。

対象者

次の要件を全て満たす方

- 婚姻（事実婚を含む）している夫婦であること
- 初回の治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- 申請日に夫婦の両方またはいずれかが名古屋市内に住所を有すること
- 当該治療費について、他の自治体で同様の助成を受けていないこと

対象となる治療

保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療（厚生労働大臣が定める不妊治療の技術）

※当該先進医療の実施医療機関として指定を受けている保険医療機関で実施されたものに限ります。

※令和8年4月1日以降に実施した先進医療が対象となります。

助成回数

保険適用の生殖補助医療を開始した日の妻の年齢によって、以下の回数となります。

初回治療開始時の妻の年齢	助成回数
40歳未満	1子ごとに6回まで
40歳以上43歳未満	1子ごとに3回まで

※医師の判断に基づき治療を中止した場合等も対象となります。
※他自治体で同様の制度の助成を受けた回数を合算します。

助成額

1回の治療で実施した先進医療の治療費の合計の10分の7に相当する額（1,000円未満切捨）とし、**上限5万円**です。

治療費の **7割を助成**（1,000円未満切捨）

上限 **5万円**

※1回の治療とは、治療計画を作成した日等から、妊娠の確認（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの生殖補助医療の一連の過程をいいます。

受付開始日

令和8年12月1日（火）

（電子申請システムまたは郵送で受付）

申請期限

治療終了日から1年以内

※治療終了日が令和8年4月1日から令和8年11月30日までの場合に限り、令和9年11月29日まで申請できます。

申請の流れ

申請者 支給申請（電子申請または郵送） ▶ 市 支給決定通知書送付 ▶ 申請者 請 求（電子申請または郵送） ▶ 市 助成金振込

※支給申請後、支給決定通知書の郵送までには2～3か月程度かかります。 ※振込先は申請者本人名義の口座に限ります。

お問い合わせ 名古屋市子ども青少年局子育て支援課
TEL 052-972-2629 FAX 052-972-4419

詳しくは
市公式ウェブサイトを
ご覧ください